

計画策定にあたって

1 生活習慣病対策の必要性

国民の受療実態は、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳頃を境に生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えると、不健康な生活習慣がやがて糖尿病等の生活習慣病の発症を招き、通院し投薬が始まり、生活習慣病の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患等の発症に至るといった経過をたどることになる。しかし、これは若い時からの生活習慣病の予防により防げるものである。

今回の医療構造改革においては、国・都道府県・医療保険者がそれぞれ目標を定め、必要な取組を進めることとなり、医療保険者は、特定健康診査・特定保健指導の実施義務を担うこととなった。

具体的には高齢者の医療の確保に関する法律等に根拠規定があり、厚生労働省の指針などや他自治体での取り組み状況などを参考にして下記のとおり、草津町国民健康保険第3期特定健診基本計画を定める。

2 健康診査・保健指導の考え方

	これまでの考え方		新しい考え方
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導		内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス（過程）重視の保健		結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につなげる。
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体メカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる。
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘され、健康教育等の保健事業に参加した者		健診受診者全員に対し、必要に応じ、階層化された保健指導を提供。
方法	一時点の健診結果のみに基づく保健指導 画一的な保健指導		健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導
評価	アウトプット（事業量）評価		アウトカム（結果）評価
実施主体	市町村		医療保険者

3 特定健康診査・特定保健指導の実施目的

特定健康診査・保健指導については

- ① 将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が最も大きな恩恵を受けること。
- ② 医療費のデータと健康診査・保健指導のデータを突合することで、効果的な方法等を分析できること。
- ③ 対象者の把握を行いやすいこと。

以上の事から、保険者が実施主体になることにより、健康診査受診率の向上が見込まれるほか、十分な保健指導も期待できることから、保険者にその実施が義務づけられる。

上記の趣旨により、草津町国民健康保険の保険者である草津町は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査、健康診査及び特定保健指導を行う。

第1章 目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査の実施率	50%	52%	53%	57%	59%	60%
特定保健指導の実施率	18%	21%	22%	24%	25%	26%
メタリックシフト ホームの該当者 及び予備軍 の減少率	2%	4%	6%	8%	9%	10%

第2章 対象者数

1 特定健康診査

(1) 対象者は、受診時に40～74歳の草津町国民健康保険加入者。

対象者数全体の推計・予定実施者数（特定健康診査）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者	1,480人	1,450人	1,425人	1,381人	1,360人	1,350人
受診率	50.0%	52.0%	53.0%	57.0%	59.0%	60.0%
合計	740人	754人	755人	787人	802人	810人

対象者数全体の実績値（特定健康診査）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者	1,876人	1,812人	1,736人	1,639人	1,543人	1,445人
受診率	35.8%	47.5%	47.3%	48.7%	48.9%	47.4%
合計	671人	861人	821人	798人	755人	685人

2 特定保健指導

特定健診を受診した者で、特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者（下表参照）が対象となる。

腹囲	追加リスク	④喫煙	対象		
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳	
≥85cm（男性） ≥90cm（女性）	2つ以上該当	あり	積極的 支援	動機づけ支 援	
	1つ以上該当				なし
上記以外で BMI ≥25	3つ以上該当	あり	積極的 支援	動機づけ支 援	
	2つ以上該当				なし
	1つ以上該当				

- ※①血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上又は HbA1c (NGSP) 5.6%以上又は薬剤治療を受けている場合
 ②脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満又は薬剤治療を受けている
 ③血圧 収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上又は薬剤治療を受けている場合
 ④喫煙歴

(1) 対象者の推計・予定実施者数（保健指導）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
対象者	94 人	91 人	88 人	86 人	84 人	80 人
実施率	12%	16%	19%	20%	24%	26%
合計	11 人	15 人	17 人	17 人	20 人	21 人

対象者数全体の実績値（保健指導）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者	119 人	114 人	102 人	98 人	91 人
実施率	12.6%	7.9%	7.8%	12.2%	5.5%
合計	15 人	9 人	8 人	12 人	5 人

第3章 実施方法

1 基本事項

(1) 特定健康診査実施機関・実施期間・協力機関

実施機関	実施期間
医療法人社団 三愛会 三愛会クリニック (集団健診) 町内各医療機関4ヶ所 (個別健診)	6～7月 (集団健診) 10月～11月 (個別健診)
協力機関 東京都健康長寿医療センター	6～7月 (集団健診)

(2) 特定保健指導実施機関・実施期間

実施機関	実施期間
草津町 健康推進課 株式会社 現代けんこう出版	9月～翌年3月

2 特定保健指導対象者の重点化

(1) 保健指導対象者のグループ

a. 健診受診者 (保健指導レベル別に4つのグループに分ける)

① レベル4 (医療との連携グループ)

糖尿病、高血圧、高脂血症、虚血性心疾患、脳血管疾患、人口透析治療中の者

② レベル3 (積極的支援・動機づけ支援グループ)

レベル4以外の人で、健診項目が受診勧奨だった者

③ レベル2 (積極的支援・動機づけ支援グループ)

レベル3以外の人で、内臓脂肪症候群診断者、予備群

④ レベル1 (ポピュレーションアプローチグループ)

①～③に該当しない人

b. 健診未受診者

⑤ 糖尿病、高血圧、高脂血症、虚血性心疾患、脳血管疾患、人口透析治療中の者は①と同じ扱い

⑥ ⑤以外の者

(2) 保健指導者の優先順位・支援方法

優先順位	保健指導レベル	理由
1	レベル2	特定健診・保健指導の評価指標、医療費適正化計画の目標達成に寄与するグループである。
2	レベル3	病気の発症予防・重症化予防の視点で医療費適正化に寄与できると考えられる。
3	健診未受診者対策	特定保健指導の実施率には寄与しないが、特定健診受診率向上、ハイリスク予備群の把握、早期介入により、医療費適正化に寄与できると考えられる。
4	レベル4	すでに病気を発症していても、重症化予防の視点で、医療費適正化に寄与できると考えられる。
5	レベル1	特定健診受診率向上を図るため、健診受診、自己管理に向けた継続的な支援が必要。

第4章 未受診者対策

1 基本事項

受診率の低下は、将来的な医療費の高騰などを招き、新たな財政負担を生じさせ国保の保険財政を圧迫する要因となる事や、被保険者の健康の維持増進にも影響を及ぼし、場合によっては重症化してしまい、結果として被保険者の日常生活の質（QOL）を低下させる可能性があるため、有効な対策をとる必要がある。

(1) 未受診者への対応策

- ア 防災無線、防災メールを使った広報
- イ 電話による個別勧奨
- ウ 事業主健診（労働安全衛生法に基づく健診）を受診した、国保加入者の健診データの円滑な受け渡し方法の検討
- エ 健診受診者への特典付与などのインセンティブ導入の検討

第5章 個人情報保護

個人情報の取扱いには、個人情報の保護に関する法律及び草津町個人情報保護条例等を遵守します。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

- ① 策定した計画は、草津町広報誌いでゆ、町のホームページに掲載し公表します。
- ② 国民健康保険の各被保険者の健康の保持増進のため、講演会などを実施し、健康に対する意識改革を促す。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

- 1 特定健康診査等実施計画の評価
 - ① 特定健康診査の実施率
 - ② 特定保健指導の実施率
 - ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率について、年に1回評価を行う。
- 2 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方
評価の結果を活用し、必要に応じ、実施計画の記載内容を、実態に即したのものに見直す。

第8章 その他計画策定に当たっての留意事項

国保担当者は、本計画が実態に即した計画となるよう事業運営に係るすべての関係各課と連携し、円滑に事業が推進されるよう、協議するものとする。

草津町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画

発行日 平成29年10月

発行 草津町 住民課 健康推進課

〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地

住民課 TEL 0279-88-7192 (ダイヤルイン) E-mail jyumin-jkk@town.kusatsu.gunma.jp
健康推進課 TEL 0279-88-5797 (ダイヤルイン)